

# 大阪柔整だより

ダイジェスト版

## \* 柔道整復師の看板や広告法令遵守について \*

大阪府健康医療部保健医療室より通知がありましたのでお知らせいたします。  
柔道整復師で広告できる事項は、

### ■ 柔道整復業(柔整師法第 24 条)

- ① 柔道整復師である旨ならびにその氏名及び住所
- ② 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ③ 施術日または施術時間
- ④ ほねつぎ(または接骨)
- ⑤ 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼または骨折の患部の施術にかかる申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る)
- ⑥ 予約に基づく施術の実施
- ⑦ 休日または夜間における施術の実施
- ⑧ 出張による施術の実施
- ⑨ 駐車設備に関する事項

違反した場合は、処罰の対象となります。

## 保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
日本カーリット健康保険組合 06134506	名称変更	カーリット健康保険組合 06134506	H25年 10 月 1 日
住友軽金属健康保険組合 06230395	名称変更	UACJ健康保険組合 06230395	H25年 10 月 1 日
森精機製作所健康保険組合 06232219	名称変更	DMG 森精機健康保険組合 06232219	H25年 10 月 1 日
文部科学省共済組合文化庁支部 31130628	廃止		H25年 11 月 1 日
文部科学省共済組合 国立教育政策研究所支部 31130669	廃止		H25年 11 月 1 日

# 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



**この場合、患者さんの窓口負担は生じません。**

障害者やひとり親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者様の負担については、上記に示す様なイメージとなっております。

また患者様が国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。